

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

1 現行制度の概要

(1) 技能検定関係

技能検定（平成 21 年 2 月 1 日現在、136 職種）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項に基づき厚生労働大臣が実施することとされているが、その一部職種について、法第 47 条第 1 項に基づき、民間の指定試験機関に試験業務を行わせることができることとしている（現在 11 職種）。指定試験機関の指定基準については、同項各号においてその大枠を示しているものの、細目については、行政庁の内部規程で定めている。

(2) 認定実習併用職業訓練関係

法第 10 条の 2 に基づき事業主が行う実習併用職業訓練については、法第 14 条により、当該訓練の実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であるものを厚生労働大臣が認定することとしているが、当該訓練の対象となる「青少年」の年齢要件は、職業能力開発促進法施行規則（以下「則」という。）第 2 条の 2 において、15 歳以上 35 歳未満とされている。

2 改正の趣旨及び概要

(1) 技能検定関係（則第 63 条の 5 の 2 関係等）

- ① 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成 20 年 3 月 31 日行政改革推進本部決定）により、平成 20 年度中に指定試験機関の指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定めることとされたことから、これまで行政庁内部で定めていた指定基準の細目を省令に規定することとする。
- ② 指定手続等に係る規定を整備することとする。

(2) 認定実習併用職業訓練関係（則第 2 条の 2 関係）

昨今、支援対象とすべき青少年の範囲が広がりを見せていることを踏まえ、年齢要件を緩和し、対象年齢を 40 歳未満まで引き上げることとする。

3 公布日

平成 21 年 3 月 31 日（予定）

4 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について (技能検定関係)

改正の趣旨

技能検定(平成21年2月1日現在136職種)は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第44条第1項に基づき厚生労働大臣が実施することとされているが、その一部職種について、法第47条第1項に基づき、民間の指定試験機関に試験業務を行わせることができることとされている(現在11職種)。

今般、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」(平成20年3月31日行政改革推進本部決定)により、平成20年度中に指定試験機関の指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定めることと指摘されたことから、これまで行政庁内部で定めていた指定基準の細目を職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「則」という。)に規定し、あわせて、手続き規定等を整備することとする。

今回の主な改正内容

公布日:平成21年3月31日(予定) 施行日:平成21年4月1日

- ① 技能検定の指定試験機関に係る指定の基準
 - a 法第47条第1項第1号に規定する試験業務の適正かつ確実な実施のために適切な計画の基準として、職員及び事務所の確保、試験業務の対象、経理区分の整理に係る基準を定める。
 - b 法第47条第1項第2号に規定する試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者の基準として、全国的な規模で継続して毎年1回以上技能検定を実施できる資産及び能力があること、試験業務以外の業務を行っている場合にはその業務により試験業務が不公正になるおそれがないこと等に係る基準を定める。
- ② 技能検定試験の方法
二以上の指定試験機関が同一の検定職種について技能検定試験を行う場合は、学科試験(選択科目に係る部分を除く。)においては同一の試験科目及びその範囲並びに試験実施要領を、実技試験においては異なる試験科目を用いて行うものとする。
- ② 指定の申請
指定の申請に必要な書類として、会計の監査の結果を記載した書類及び申請者の実績等を記載した書類を追加する。また、申請に必要な書類について、必要な記載事項を追加する。
- ③ 試験業務規程
試験業務規程で定めるべき事項に、合否基準、合否基準及び実技試験問題の概要の事前公表に関する事項並びに試験問題の持ち帰り及び試験問題の正答の公表に関する事項を追加する。
- ④ 事業計画等
指定試験機関が毎事業年度経過後3月以内に提出することとしている当該事業年度の収支決算書に、会計の監査に関する書類を追加する。
- ⑤ 帳簿の保存
指定試験機関が試験を実施した際に提出することとしている事項について、これに係る帳簿を作成し保存することとする。
- ⑥ 名称等の変更の届出
指定試験機関が則第63条の5第1項第1号及び2号に掲げる事項(名称及び住所並びに代表者の氏名、試験業務を行おうとする事務所の名称及び所在地)を変更しようとするときに、その旨及び変更しようとする日を厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。
- ⑦ 受検資格の特例
指定試験機関が定める受検資格について基準を定める。
- ⑧ 試験の免除の特例
指定試験機関が定める試験の免除の基準を定める。

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する
法人に対する国の関与等に係る見直しについて

〔平成 20 年 3 月 31 日
行政改革推進本部決定〕

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき見直しを行ってきたところであり、今般講ずることとした措置内容は、別表のとおりである。

府省名	根拠法令・条項	法人等名	事務・事業	指定等の形態	措置内容
厚生労働省	製菓衛生師法第4条第2項	(未指定)	・製菓衛生師試験事務	指定	・指定試験機関の参入を促すため、指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中を目途に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を徹格に実施する。【平成20年度中を目途に措置】
厚生労働省	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(平成元年厚生省告示第百八号)第2条	社会福祉法人聴力障害者情報文化センター	・手話通訳技能認定試験実施に係る企画、運営及び管理等 ・手話通訳技能認定試験の合格者登録	認定	・事務・事業及び指定基準の基本的な事項を法令で定めるとともに、当該基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・主務大臣に対する報告に係る規定等を法令で定め、指導監督を徹格に実施する。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	職業能力開発促進法第47条第1項	特定非営利活動法人日本ファイナシヤル・プランナーズ協会 日本ウインドウ・フィルム工業会 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	・技能検定の実施	指定	・規制改革・民間開放推進会議等の指摘を踏まえつつ、更なる民間参入を図るべく、指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】
厚生労働省	保健師助産師看護師法第21条第2号	(財)復光会 医療法人横山厚生会 学校法人獨協学園 (財)京都中央看護師養成事業団 学校法人福岡保健学院 (社)和歌山県病院協会 (財)シルバーリハビリテーション協会 学校法人高知中央高等学校 学校法人聖路加看護学園 学校法人北里学園 他931施設	・看護師の養成	指定	・(財)復光会の理事について、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、平成20年8月までのできるだけ早い時期に所管官庁出身者を理事現在数の3分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6	(社)全国ビルメンテナンス協会 (社)全国建築物飲料水管理協会 (社)日本ベストコントロール協会	・登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定 ・登録業者の求めに応じて行う業務指導 ・登録業者の従事者に対する技能研修 ・登録業者の従事者の福利厚生 ・附帯事業	指定	・指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める。【平成20年度中に措置】 ・(社)全国ビルメンテナンス協会及び(社)日本ベストコントロール協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。
厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の4	(財)ビル管理教育センター (社)全国ビルメンテナンス協会 有限責任中間法人日本ダクトクリーニング協会	・ダクト清掃作業監督者講習等に関する事務	登録	・(社)全国ビルメンテナンス協会の役員について、平成20年度中に府省出身者と業界関係者の役員数を法人役員現在数の2分の1以下に是正するよう指導する。(再掲)

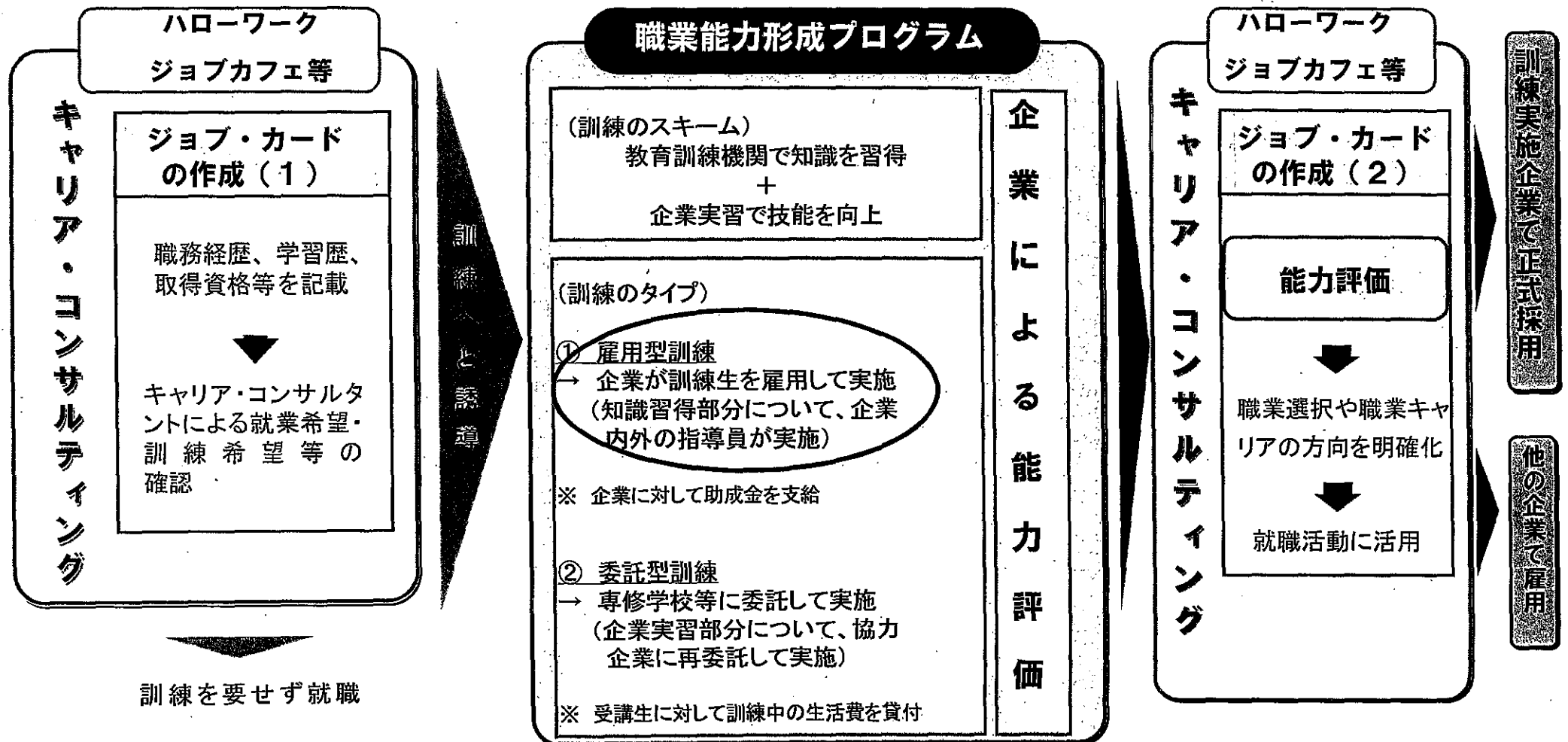
職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

(実習併用職業訓練(ジョブ・カード制度における実践型人材養成システム)関係)

ジョブ・カード制度(平成20年4月創設)の概要

創設の背景: 人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に非正規労働にとどまらざるを得なかったフリーターや、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等については、能力を高めて正社員になりたいくても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、「職業能力形成機会に恵まれない者」の能力開発・安定雇用を支援するため、ジョブ・カード制度を創設。

施策の概要: 職業能力形成機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等)について、国、産業界等が連携して、その職業能力を高めるための機会を提供。具体的には、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習を組み込んだ実践的な職業訓練、③能力評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、安定雇用への移行を促進。



ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練		委託型訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム (実習併用職業訓練)	日本版デュアルシステム
対象者	正社員経験が少ない方 (学校卒業後6ヶ月以内の方を除く)	新規学卒者を主とした15歳以上35歳未満の若年者 →「15歳以上40歳未満」へ年齢要件を緩和	フリーター等すぐには企業に雇用されにくい方
総訓練期間	・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合には1年) ・Off-JTは総訓練時間の1割以上9割以下	・6ヶ月以上2年以下 ・Off-JTは総訓練時間の2割以上8割以下	標準4ヶ月
位置づけ	フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者に実践的な訓練を行うことにより、訓練実施企業又は他の企業における常用雇用を目指す。	若年者(特に新規学卒者)に計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	公共職業訓練の一類型。教育訓練機関が主体となり、フリーター等実践的な職業能力を付与。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

公布日:平成21年3月27日予定 施行日:平成21年4月1日予定

職業能力開発促進法

第19条第1項(職業訓練の基準:職業訓練の水準の維持向上のための基準を規定)
→ 規則第10条～第15条

職業能力開発促進法施行規則

第10条(普通課程の訓練基準→規則別表第2)

規則別表第2とは

主要な産業分野に関して訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

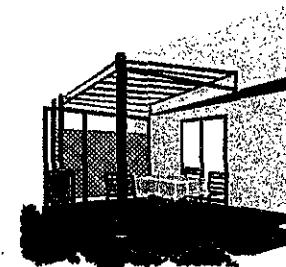
近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる部分がある

対象分野

見直し計画に基づき、今年度は、

建築・土木分野について見直し

各分野及び職業訓練等の有識者で構成する
専門調査員会を設置し、検討



省令改正

～改正を行う訓練科・主な内容(案)～

建築・土木分野の訓練科の見直し検討を行い、産業技術等を踏まえ、訓練基準の改正を実施(教科及び訓練時間数の配分等の改正)。

○インテリア・サービス科

- ・ 内装施工のプレゼンテーション力を有しておく必要があるため、この能力が習得できるよう整備を図る。
- ・ 関連知識として「仕様及び積算」、さらに居住空間の快適性等を理解するために設備計画の内容も含める。

○冷凍空調設備科
○配管科
○住宅設備機器科

- ・ 環境関連の知識を有しておく必要があるため教科に「**環境工学概論**」を追加する。
- ・ QCDSE(品質、コスト、工程(納期)、安全、環境)に関する教科を充実させる。